

この度、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令が公布されることに伴い、改正の趣旨及び内容等について通知します。

4 文科教第 812 号

令和 4 年 8 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
各指定教員養成機関の長
放送大学学園理事長
国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省総合教育政策局長

藤原 章 夫

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美 徳

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 30 号）」（以下「改正省令」という。）（別添 1、2）が令和 4 年 8 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の幼稚園及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の私立幼稚園、認定こども園、保育所、域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課及び保育主管課に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の認定こども園及び保育所に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定

を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学省所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本通知は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）では、幼保連携型認定こども園の保育教諭等は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することを原則としているが、認定こども園法の施行後10年間（令和6年度末まで）は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとする経過措置を設けている（認定こども園法附則第5条）。

加えて、保育教諭等の幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するため、保育士資格を取得した後、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）附則第8項で規定する職員としての3年かつ4,320時間以上の良好な勤務経験があり、かつ施行規則附則第10項の表備考第2号で規定する8単位を修得した場合、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状を取得可能な特例（以下「現行特例」という。）（※）が設けられている（施行規則附則第10項）。

本省令改正は、現行特例の期限である令和6年度末までに、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を更に促進するため、現行特例の要件である勤務経験に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例（以下「新特例」という。）を設けるものである。

（※）教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）（平成25年8月8日）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm

2. 改正内容

(1) 施行規則の一部改正

幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、施行規則附則第8項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する3年かつ4,320時間以上の在職年数に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数が2年かつ2,880時間以上あるときは、施行規則附則第10項の表備考第二号イ及びホに定める科目について、それぞれ1単位を修得したものとみなすこと。

(2) 施行期日

改正省令は、令和5年4月1日から施行することとする。

3. 留意事項

(1) 修得したものとみなす単位

幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設であり、保育教諭等として勤務していれば、教育・保育両方に係る経験を積んでいるものと考えられる。

こうした勤務経験を加味し、実践を通して、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法や、育みたい資質・能力の育成に必要な教育の方法、教育の技術等について経験を積んでいることから、①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（1単位分）、また、幼児理解に関する経験を積んでいることから、②幼児理解の理論及び方法（1単位分）、計2単位分を修得したものとみなすこととしたこと。

(2) 新特例の適用について

- 新特例の要件である幼保連携型認定こども園での2年かつ2,880時間以上の勤務経験には、現行特例の適用のため用いる3年かつ4,320時間以上の勤務経験を算入することができないこと。このため、例えば、幼保連携型認定こども園で保育教諭として4年間（5,760時間）の勤務経験を有する者が、現行特例及び新特例の適用により6単位で幼稚園教諭免許状を取得する場合、更に1年間（1,440時間）の勤務経験を要すること。

- 新特例は園児の教育及び保育に携わった経験を元に必要単位を修得したものとみなすものであることから、勤務経験として参入可能な「幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員」は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）が該当すること。

（３）特例の対象期間について

- 幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、令和7年4月1日時点で幼稚園教諭免許状及び保育士資格を併有している必要があることを踏まえ、現行特例及び新特例の期限は令和7年3月31日までとなっており、令和7年4月1日以降は現行特例又は新特例を適用して幼稚園教諭免許状を授与することはできないこと。

- また、上記を踏まえ、授与権者（都道府県教育委員会）においては、令和7年3月31日をもって現行特例又は新特例の在職年数要件を満たす者について、予め実務証明書を見込みで提出させ、令和7年3月31日付けで幼稚園教諭免許状を授与するよう対応願いたいこと。

この場合、実務証明書において、証明書の発行日から令和7年3月31日までに証明事項に変更があった場合は実務証明責任者から授与権者にその旨を申し出ることを明記させる等して、令和7年3月31日までの良好な勤務経験を確実に確認できるよう取り計らうこと。

（４）新特例に応じた講座・科目の開設

幼稚園教諭の養成を行う認定課程を置く大学においては、新特例に応じた6単位から構成される講座・科目の開設や科目等履修生の受入に協力願いたいこと。なお、本特例に応じた講座・科目の受講に当たっては、保育士証の写しを提出させることなどにより、受講者が保育士の登録をしている者かの確認を行うこと。

（５）その他

- 幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格取得をする場合に、3年かつ4,320時間以上の勤務経験により必要な単位数等を軽減する特例についても、厚生労働省において新特例と同様の制度改正を行ったこと。（別紙4）

<別添資料>

- 別添 1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 30 号）
- 別添 2 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（概要）
- 別添 3 幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について
- 別添 4 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正

本件担当：

（教員免許の授与について）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許企画室 免許係

代表電話：03-5253-4111（内線：3969, 3968）

（改正の背景・趣旨について）

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 企画係

代表電話：03-5253-4111（内線：3137）

○文部科学省令第三十号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）附則第十八項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附則

10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
[略]	[略]	[略]

備考

一〇三 [略]

四 幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数が二年以上（勤務時間の合計が二千八百八十時間以上の場合に限る。）あるときは、第二号イ及びホに定める科目について、それぞれ一単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

五〇七 [略]

改正前

附則

10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
[同上]	[同上]	[同上]

備考

一〇三 [同上]

「号を加える。」

四〇六 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

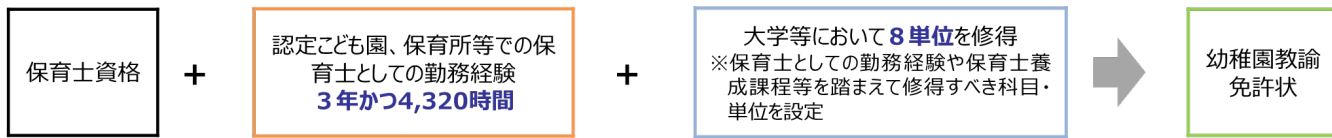
1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。
- 幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、認定こども園法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後10年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

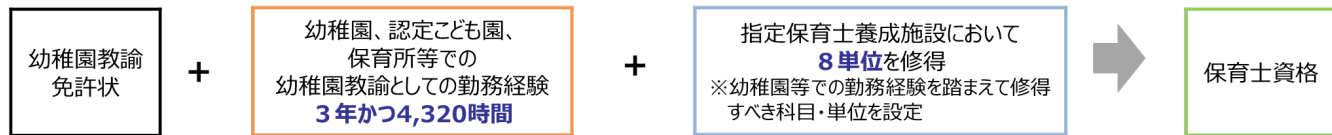
2. 免許・資格の併有促進（現行）

- 免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けている。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



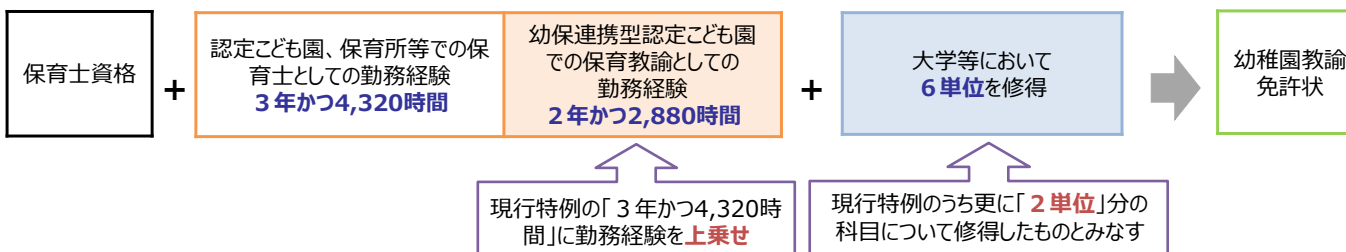
【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



3. 免許・資格の併有の更なる促進（令和5年4月～）

- 令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、…特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。
- 令和5年度より、更なる併有促進策として、免許法施行規則の改正により、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を修得したものとみなす特例を設けることとする。

【幼稚園教諭免許状授与の所要資格の更なる特例】



幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新特例における要件 (一種、二種 共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目		-	-	
合計単位数		8	6	

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能又は情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

子発 0831 第 1 号
令和 4 年 8 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について

標記について、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 15 年 12 月 9 日付け雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指定運営通知」という。）により実施されているところであるが、今般、幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭に係る保育士資格取得の特例の見直しに伴い、指定運営通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内市町村（特別区含む）、関係機関及び関係団体に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

○「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正

新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後		改正前	
	雇児発第 1209001 号 平成 15 年 12 月 9 日		雇児発第 1209001 号 平成 15 年 12 月 9 日
一部改正	雇児発第 0331020 号 平成 18 年 3 月 31 日	一部改正	雇児発第 0331020 号 平成 18 年 3 月 31 日
一部改正	雇児発第 0227050 号 平成 21 年 2 月 27 日	一部改正	雇児発第 0227050 号 平成 21 年 2 月 27 日
一部改正	雇児発 0722 第 5 号 平成 22 年 7 月 22 日	一部改正	雇児発 0722 第 5 号 平成 22 年 7 月 22 日
一部改正	雇児発 0330 第 13 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正	雇児発 0330 第 13 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正	雇児発 0808 第 2 号 平成 25 年 8 月 8 日	一部改正	雇児発 0808 第 2 号 平成 25 年 8 月 8 日
一部改正	雇児発 0331 第 29 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正	雇児発 0331 第 29 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正	子発 0115 第 13 号 平成 30 年 1 月 15 日	一部改正	子発 0115 第 13 号 平成 30 年 1 月 15 日
一部改正	子発 0427 第 3 号 平成 30 年 4 月 27 日	一部改正	子発 0427 第 3 号 平成 30 年 4 月 27 日
一部改正	子発 0904 第 6 号 令和元年 9 月 4 日	一部改正	子発 0904 第 6 号 令和元年 9 月 4 日
一部改正	<u>子発 0831 第 1 号</u> <u>令和 4 年 8 月 31 日</u>		

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 135 号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙 1 から 3 のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。先般、平成 25 年 8 月 8 日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙 4 を定めたが、今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第 105 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 438 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 439 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 135 号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙 1 から 3 のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。先般、平成 25 年 8 月 8 日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙 4 を定めたが、今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第 105 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 438 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 439 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙1)～(別紙3) (略)

(別紙4)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

1 目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。)により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられた。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得に必要な単位数等の特例(以下「特例教科目」という。)を設け、免許・資格の併有を促進することとした。

この特例については、幼稚園等において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する者の特例(以下「3年特例」という。)に加えて、更に幼保連携型認定こども園において「2年以

(別紙1)～(別紙3) (略)

(別紙4)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

1 目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。)により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられた。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得に必要な単位数等の特例(以下「特例教科目」という。)を設け、免許・資格の併有を促進することとした。

上かつ2880時間以上」の実務経験を有する者の特例（以下「幼保2年特例」という。）を令和5年度から適用することとした。

指定保育士養成施設において特例教科目を設ける場合には、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）第2条で定める任意開設科目として、以下に定める内容に基づき実施すること。

2 特例教科目、履修方法、単位数及び履修科目

特例教科目は、次に掲げる特例教科目及び単位数並びに履修方法によること。

なお、特例教科目の教授内容の標準的事項を示した「特例教科目の教授内容」を別添2（3年特例）及び別添3（幼保2年特例）のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

指定保育士養成施設において特例教科目を設ける場合には、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）第2条で定める任意開設科目として、以下に定める内容に基づき実施すること。

2 特例教科目、履修方法、単位数及び履修科目

特例教科目は、次に掲げる特例教科目及び単位数並びに履修方法によること。

なお、特例教科目の教授内容の標準的事項を示した「特例教科目の教授内容」を別添2のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

(1) 3年特例による特例教科目

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	2	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ

※特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については1単位以上を面接授業により履修させること。

※特例教科目の名称は本通知に定める名称によること。

※特例教科目のうち1科目の開設も可能。

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	2	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ

※特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については1単位以上を面接授業により履修させること。

※特例教科目の名称は本通知に定める名称によること。

※特例教科目のうち1科目の開設も可能。

(2) 幼保2年特例による特例教科目

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論（講義）	1	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	1	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ

※特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については授業時数の概ね半分以上は面接授業により履修させること。

※特例教科目の名称は基本的に本通知に定める名称によることとしつつ、「子ども家庭支援論」及び「乳児保育」については、3年特例の場合と単位数が異なるため、工夫して管理すること。

※特例教科目のうち1科目の開設も可能。

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

(1) 3年特例の場合

特例のうち3年特例の要件については、次に掲げる施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する者とする。

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例は、次に掲げる施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有

- ① 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園含む））
- ② 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園）
- ③ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
- ④ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。））を実施する施設
- ⑤ 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設））を実施する施設
- ⑥ 公立施設（国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く））
- ⑦ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設）
- ⑨ 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設）（1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設））。ただし、次の施設を除く。
 - ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児

する者とする。

- ① 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園含む））
- ② 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園）
- ③ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
- ④ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。））を実施する施設
- ⑤ 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設））を実施する施設
- ⑥ 公立施設（国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く））
- ⑦ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設）
- ⑨ 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設）（1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設））。ただし、次の施設を除く。
 - ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児

童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの) による施設

- ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

(2) 幼保 2 年特例の場合

特例のうち幼保 2 年特例については、(1) に規定する施設における「3 年以上かつ 4320 時間以上」の実務経験に加え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園において「2 年以上かつ 2880 時間以上」の実務経験を有する者とする。

4 (略)

5 留意事項

(1) (略)

(2) 特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開設するものであるため、指定保育士養成施設は、特例教科目を開設した日から起算して 1 月以内に、都道府県知事に届出をすること (幼保 2 年特例において「子ども家庭支援論」及び「乳児保育」の 1 単位の特例教科目を開設する

童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの) による施設

- ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

4 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書 (特例教科目) の交付

指定保育士養成施設の長は、特例教科目を修めた者の要請に対し、「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号) に定める修得特例教科目に応じた試験免除科目について、「保育士養成課程修了証明書等について」(平成 15 年 12 月 8 日雇児発第 1208001 号) に定める別紙様式 (4) による証明書を交付すること。

5 留意事項

(1) 特例教科目による単位の修得は、平成 25 年 8 月 8 日から改正認定こども園法施行後 10 年の間とする。

(2) 特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開設するものであるため、指定保育士養成施設は、特例教科目を開設した日から起算して 1 月以内に、都道府県知事に届出をすること。

場合も含む。

(3) 及び (4) (略)

(5) 保育士資格取得後も、キャリアアップ研修を受講するな
ど、自己研鑽を行うことが重要であることに留意すること。

別添 1 (略)

別添 2 (3年特例) (略)

別添 3 (幼保2年特例)

※ 別添を追加

(3) 特例教科目の実施に当たっての教員等の体制は、本通知別紙1に準じて実施されることが望ましいこと。

(4) 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例の具体的な運用については、別に示すので、留意し実施すること。

別添 1 (略)

別添 2 (略)

別添 3（幼保 2 年特例）

1 「幼保 2 年特例」の趣旨

幼保連携型認定こども園において、保育教諭として勤務するためには、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが必要であるが、令和 6 年度末までは幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができることとされている。

令和 6 年度末までの経過措置期間において、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭が、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することができるよう、「3 年特例」の実務経験に係る要件に加えて、幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を評価することで、一層の併有促進を図るための措置を講じることとした。

「3 年特例」における 8 単位の特例教科目（福祉と養護、子ども家庭支援論、保健と食と栄養、乳児保育（演習））はいずれも保育士としての資格取得に当たり重要な内容が含まれているが、「幼保連携型認定こども園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育を一体的に、かつ 0 歳から小学校就学前まで一貫して提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う施設であり、保育教諭として一定の勤務経験を有することで、乳児保育も含めた保育に係る経験及び子育て支援に係る経験を直接又は間接に経験し、実践を積んでいるものと考えられる。

このため、乳児保育の実践について一定の経験と理解を有することを評価して、乳児保育（演習）の 2 単位のうちの 1 単位分、また、家庭や保護者に対する支援や関係機関との連携についての一定の経験と理解を有することを評価して、子ども家庭支援論の 2 単位のうちの 1 単位分を、それぞれ修得したとみなして、6 単位の特例を設けることとした。

2. 「幼保 2 年特例」による特例教科目における講義・演習の考え方

「幼保 2 年特例」は、幼保連携型認定こども園における実務経験を評価するものであることから、幼保連携型認定こども園が制度上担うこととされている乳児保育や子育て支援に関する実践を活かして、授業内容と結びつけることが適当である。また、特例教科目全体を通じて保育所保育指針に基づく保育及び子育て支援についての理解を深めることを念頭に置き、各特例教科目の講義・演習を実施することが求められる。

3 実務経験と特例教科目による学習を結びつける授業例のイメージ

- ・ 授業開始前に、幼保連携型認定こども園における 2 年間の実務経験を中心

として、各受講者がこれまで経験した内容を把握して、実践を活かした授業を展開する。

- 各特例教科目の内容における重要な理論的事項について、各講義において学習する。
- 理論的事項の理解をもとに、幼保連携型認定こども園における受講者自身の実践の振り返りを行い、施設の実情や課題を把握する。
- 更に、グループワーク等により、各々の施設の実情や課題を共有することを通じて、個々の保育者の経験や施設の実情としてだけでなく、一般化された実践の現状や課題として捉えて考える。その際、エピソードや写真等も活用する。
- 一般化された実践の現状や課題を踏まえ、あらためて理論的事項と照らしあわせて理解を深める。
- 理論と実践がつながることで、より深く理解することが可能となり、実践の中で活用されることも期待できる。

4 特例教科目の教授内容

「幼保2年特例」における特例教科目の教授内容は以下のとおりである。「幼保2年特例」の特例教科目については、幼保連携型認定こども園における実務経験等と特例教科目における学びを結びつけることを前提とした上で、特に重点を置くべき内容を明確化させている。

このことを踏まえ、実務経験等を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫等について、取り組むことが求められる。

<特例教科目> 福祉と養護（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「社会福祉」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」の3つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子育て支援機関や家庭との連携について、一定の経験を積んでいることを考慮し、「社会福祉・子ども家庭福祉・社会的養護の意義と役割、制度の実施体系等」及び「施設養護の実際」のほか、幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

<内容>

1. 現代社会における社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の意義と歴史の変遷
 - (1) 理念と概念及び歴史の変遷
 - (2) 現代社会と子ども家庭福祉
2. 社会福祉と子ども家庭福祉の役割
 - (1) 社会福祉の一分野としての子ども家庭福祉
 - (2) 子ども家庭福祉の一分野としての保育と社会的養護
 - (3) 子どもの人権擁護
 - (4) 子ども家庭支援と社会福祉
3. 社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の制度と実施体系
 - (1) 各制度の法体系・行財政と実施機関
 - (2) 社会的養護の仕組みと実施体系（利用者保護及び評価等を含む）
 - (3) 社会福祉施設等と児童福祉施設等
 - (4) 家庭養護と施設養護
 - (5) 各制度を担う専門職
4. 子ども家庭福祉の現状と課題
 - (1) 母子保健と児童の健全育成
 - (2) 子ども虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）とその防止
 - (3) 社会的養護
 - (4) 障害のある児童への対応
 - (5) 少年非行等への対応
 - (6) 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応
5. 施設養護の実際
 - (1) 施設養護の基本原則
 - (2) 施設養護の実際（日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等）
 - (3) 施設養護と相談援助

＜特例教科目（幼保2年特例）＞ 子ども家庭支援論（講義・1単位）

＜考え方＞

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、子育て支援や関係機関との連携等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、下線の内容（1～3）について、重点を置いて履修内容を構成すること。

＜内容＞

1. 子ども家庭支援の意義と体制

(1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能

(2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義

(3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策

2. 保育士による子ども家庭支援の基本

(1) 保育士に求められる基本的態度

(2) 保育士の行う子育て支援の特性

3. 多様な支援の展開と関係機関との連携

(1) 子ども家庭支援の内容と対象

(2) 保育所入所児童の家庭への支援

(3) 地域の子育て家庭への支援

(4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援

4. 保育士の行う子育て支援の展開

(1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握

(2) 支援の計画と環境の構成

(3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス

(4) 職員間の連携・協働

(5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働

5. 保育士の行う子育て支援の実際（内容・方法・技術）

(1) 保育所における家庭への支援の実際

(2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際

(3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

(注)「幼保2年特例」における子ども家庭支援論の講義について

1 下線の内容を重点とする考え方

子ども家庭支援論においては、保護者の主体性や自己決定を尊重し、保護者をエンパワメントすることへの理解を深めることが重要であり、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)第4章「子育て支援」の内容に沿って学ぶ必要がある。このため、まずは、内容の1～3を中心に学ぶことが重要。

2 講義の実施に当たっての留意点

(1) 重点を置く内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の4及び5(1)

については、内容の3を学ぶ際に、幼保連携型認定こども園における実践の事例と結びつけながら、受講者自身の経験について振り返りと事例の共有をするなどの工夫により効率的に学びの機会を設けることが必要。

(2) 特に内容の3においては、認定こども園等を利用している保護者への子育て支援だけでなく、地域の保護者等に対する子育て支援の重要性を意識して学ぶことが必要。

また、子育て家庭を取り巻く状況や課題が多様化・複雑化していること等を踏まえ、個々の保育士や保育所の対応に留まらず、組織的に地域の専門職や関係機関と連携・協働して支援を行うことの重要性を意識して内容の4(5)を学ぶことが必要。

(3) 内容の5(2)(3)については、特例教科目の「福祉と養護」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。

<特例教科目> 保健と食と栄養（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子どもの保健」「子どもの食と栄養」の2つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子どもの感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりについては一定の経験を積んでいることを考慮し、「子どもの疾病と保育」、「安全管理」及び「食育の基本と内容」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

なお、関連するガイドライン（※）や近年のデータ等を踏まえ、保育における衛生管理・事故防止及び安全対策・危機管理・災害対策について、具体的な内容とすること。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月、厚生労働省）、

「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月、厚生労働省）、

「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月、厚生労働省）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省）等

<内容>

1. 子どもの疾病と保育

- (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴及び予防と適切な対応
- (2) 子どもの生活環境と子どもの心の健康とその課題

2. 栄養に関する基本的知識

- (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
- (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本

3. 子どもの発育・発達と食生活

- (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
- (2) 幼児期・学童期の心身の発達と食生活

4. 食育の基本と内容

- (1) 保育における食育の目的と基本的考え方
- (2) 食育の内容と計画・評価及び環境
- (3) 地域の関係機関や職員間の連携
- (4) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援

5. 特別な配慮を要する子どもの食と栄養

- (1) 疾病及び体調不良・障害のある子どもへの対応
- (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応

6. 保育環境の保健・衛生管理と安全管理

- (1) 保育環境整備と保健
- (2) 母子保健対策と保育
- (3) 保育現場における衛生管理
- (4) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理

<特例教科目（幼保2年特例）> 乳児保育（演習・1単位）

<目標>

1. 乳児保育の理念と歴史の変遷及び役割等について理解する。
2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について理解する。
5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。

※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

<考え方>

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、乳児保育の実践等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、上記の目標の達成を目指し、下線の内容（3～5）について、重点を置いて履修内容を構成すること。

<内容>

1. 乳児保育の理念と役割
 - (1) 乳児保育の理念と歴史の変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 保育所における乳児保育
 - (2) 乳児院における乳児保育
 - (3) 家庭的保育等における乳児保育
 - (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容
 - (1) 3歳未満児の生活と環境
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
4. 乳児保育の実際

(1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価

(2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境

(3) 職員間の連携・協働

5. 乳児保育における連携・協働

(1) 保護者との連携・協働

(2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

(注)「幼保2年特例」における乳児保育の演習について

1 下線の内容を重点とする考え方

保育所保育指針に則り、子どもの最善の利益を考慮した保育実践に資するよう、幼保連携型認定こども園における実務経験を通じて体得した知識や技術を、0歳児及び1歳以上3歳未満児の保育に関する基本的な考え方や発達観、生活や遊びの意義、環境の構成のあり方、一人一人に応じた関わりや配慮等と結びつけ、保育の質の向上につなげる体系的な学びが必要である。

2 演習の実施に当たっての留意点

(1) 本特例教科目では、以下の点に留意して演習を行うことが必要。

- ・保育の計画の重要性と必要性、とりわけ個別の計画の意義の理解と作成の方法を学ぶこと
- ・実践のプロセスにおいて、子どもの様子や同僚の保育者の実践等について観察や記録をすることの重要性を認識し、その方法を会得すること
- ・保育者としての自己を振り返り、自己評価することで、保育者の専門性に気付くこと 等

(2) 重点を置く内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の1及び2のうち乳児保育の前提となる福祉や保健分野の基本的な理解については、特例教科目の「福祉と養護」「保健と食と栄養」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。

(3) なお、「乳児保育（演習）」1単位を通信制により実施する場合でも、授業時数の概ね半分以上は面接授業により履修させること。具体的な面接授業の内容は、各指定保育士養成施設の判断に委ねるが、グループワークや事例検討に充てるなど、効率的・効果的な演習となるよう工夫すること。

雇児発第1209001号
平成15年12月9日
一部改正 雇児発第0331020号
平成18年3月31日
一部改正 雇児発第0227005号
平成21年2月27日
一部改正 雇児発0722第5号
平成22年7月22日
一部改正 雇児発0330第13号
平成24年3月30日
一部改正 雇児発0808第2号
平成25年8月8日
一部改正 雇児発0331第29号
平成27年3月31日
一部改正 子発0115第13号
平成30年1月15日
一部改正 子発0427第3号
平成30年4月27日
一部改正 子発0904第6号
令和元年9月4日
一部改正 子発0831第1号
令和4年8月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。先般、平成25年8月8日の

一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたが、今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第105号）が公布され、令和2年4月1日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙 1)

指定保育士養成施設指定基準

第 1 性格

指定保育士養成施設は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成することを目的とする。

指定保育士養成施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関としての性格を有する。

以上の目的及び性格に鑑み、その組織及び施設については、特にその機能が十分発揮できるように充実されなければならない。

第 2 指定基準

1 共通事項

指定保育士養成施設の指定は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条の 2 の規定に定める他、下記 2 から 7 に適合した場合に行うものであること。

授業等の開設方法は、昼間、昼夜開講制（短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 12 条に規定する昼夜開講制をいう。以下同じ。）、夜間、昼間定時制又は通信制により実施するものであること。

なお、通信制による指定保育士養成施設（以下「通信教育部」とする）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、短期大学又は専修学校の専門課程であって、既に指定保育士養成施設として指定されていることを条件として指定する。

おって、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制を総称する場合には昼間部等とする。

2 修業年限

修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については 2 年以上とし、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については 3 年以上とすること。

3 学生定員

学生定員は、原則として 100 人以上とすること。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、当該指定保育士養成施設及び地域における保育士の養成に支障を生じさせるおそれがない場合については、学生定員を 100 人未満とすることができること。

(1) 当該指定保育士養成施設を含めた学校又は施設全体の経営が不安定

なものでないこと。

- (2) 当該指定保育士養成施設への入所希望者数に対して定員数が過度に少数でないこと。
- (3) 地域における保育所等児童福祉施設の保育士の確保が困難とならないこと。

4 教職員組織及び教員の資格等

指定保育士養成施設は、所長、教科担当教員及び事務執行に必要な職員をもって組織すること。

(1) 所長

所長は、教育職又は社会福祉関係の職に従事した経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であること。

なお、所長が当該指定保育士養成施設の教科担当教員を兼ねることは差し支えないこと。

(2) 教科担当教員

ア 組織

(ア) 昼間部等

教科担当教員については、専任の教科担当教員（以下「教科担当専任教員」という。）を入学定員 50 人につき 6 人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号。以下「告示」という。）別表第 1 の系列欄に掲げる 5 系列のうち「総合演習」を除く 4 系列については、それぞれ最低 1 人とすることが望ましいこと。

また、入学定員が 50 人増すごとに、教科担当専任教員を 2 人以上加えることが望ましいこと。

なお、併せて夜間部を置く指定保育士養成施設にあつては、教育に支障がない限度において、これらの数を減じることができること。

(イ) 通信教育部

通信教育部を置く場合は、昼間部等の教科担当専任教員の数に通信教育部に係る入学定員 1,000 人につき 2 人の教科担当専任教員を加えるものとする。

ただし、当該加える教科担当専任教員の数が上記（ア）の規程による昼間部等の教科担当専任教員の数の 2 割に満たない場合には、昼間部等の教科担当専任教員の数の 2 割の数を加えたものとする。

イ 資格

教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であつて、教育の能力があると認められた者であること。

- (ア) 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者
 - (イ) 研究上の業績が (ア) に掲げる者に準ずると認められる者
 - (ウ) 教育上、学問上の業績ある教育経験者
 - (エ) 学術技能に秀でた者
 - (オ) 児童福祉事業に関し特に業績のある者
- ウ 非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。

5 教育課程

(1) 基本的事項

- ① 指定保育士養成施設は、教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。
- ② 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目(以下「必修科目」という。)は、必ず履修させなければならないこと。
- ③ 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)において、「養護」の視点及び「養護と教育の一体性」が重要であるとされたことを踏まえ、指定保育士養成施設においては、これらに関する内容を個々の教科目のみではなく、養成課程を構成する教科目全体を通じて教授すべきことについて、各教員の理解を促進させること。
- ④ 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目のうち、アからエまでに掲げる教科目を開設する際には、それぞれに示す事項について留意すること。

ア「保育者論」

保育士としてのキャリアアップの重要性、保育内容及び職員の質の向上に関する組織的な体制及び取組に関する内容、保育士として実践を振り返ること等を教授内容に含め、実効性をもって教育が展開されるよう配慮すること。

イ「保育内容の理解と方法」

子どもの発達過程及び実態に即して、生活及び遊びに関する援助に必要な具体的な方法及び技術が習得されるよう、配慮すること。

なお、設置すべき単位をまとめて1科目として開設する必要はなく、必要な単位数に分割して教科目を開設しても差し支えないこと。

ウ「保育内容総論」及び「保育内容演習」

保育所保育指針に示される保育の全体構造を理解した上で、子どもの発達過程を見通した保育内容を計画し、子どもの実態に即して展開するという保育の実践力を習得できるよう、配慮すること。

なお、「保育内容演習」については、設置すべき単位をまとめて1

科目として開設する必要はなく、必要な単位数に分割して教科目を開設しても差し支えないこと。

エ「子どもの健康と安全」

当該教科目の教授内容が、保育所保育指針、各種ガイドライン(※)等を踏まえた衛生管理・安全管理等の広範囲に渡ること留意し、指定保育士養成施設においては、当該教科目を担当する教員を適切に確保すること。

(※)「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月、厚生労働省)、「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月、厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省)等

- ⑤ 告示別表第2の選択必修科目(以下「選択必修科目」という。)については、別表①に掲げる系列及び教科目の中から18単位以上を設け、9単位以上を必ず履修させなければならないこと。ただし、設置及び履修ともに、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」の3単位以上を含むこと。

なお、選択必修科目について、保育実習以外の系列の教科目及び単位数を各指定保育士養成施設で自主的に設定できるようにしたこと趣旨に鑑み、指定保育士養成施設毎に特色ある教科目及び単位数の編成を行うよう努めること。

- ⑥ 教養科目については、必修科目との関連に留意して教科目を設定する等学生の学習意欲を高めるための創意、工夫に努めること。
- ⑦ 必修科目又は選択必修科目以外の教科目を各指定保育士養成施設で設け、入所者に選択させて差し支えないこと。
- ⑧ 告示第1条各号及び第4条各号に定める教科目の名称については、各指定保育士養成施設において変更することもやむを得ないが、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する指定に関する申請書の提出に当たっては、当該科目の相当科目及びその教授内容の概要を添付させること。なお、令第5条第3項及び規則に規定する学則変更の承認に当たっても同様とする。
- ⑨ 告示に定める教科目のうち、2科目以上を合わせて1科目とすることは、併合された科目の関連性が深いと考えられる場合は差し支えないが、教養科目と、必修科目又は選択必修科目とを併合することは不相当であること。
- ⑩ 指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を

超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

- ⑪ 指定保育士養成施設は、②、⑤及び⑩の規定にかかわらず、介護福祉士養成施設の卒業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者をいう。）に対しては、以下に掲げる教科目について、履修を免除することができること。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行うこと。

ア 必修科目のうち、「子ども家庭福祉」、「社会福祉」、「子ども家庭支援論」、「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」

イ 選択必修科目（「保育実習Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅱ」を除く）の一部又は全部（「保育実習Ⅲ」、「保育実習指導Ⅲ」及び指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）

ウ 教養科目の一部又は全部（指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）

- ⑫ 指定保育士養成施設は、その定めるところにより、当該指定保育士養成施設の学生以外の者に1又は複数の教科目を履修させ、単位を授与することができること。

（2）通信教育部の教育課程

- ① 通信教育部における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び指定保育士養成施設の校舎等における講義・演習・実験・実習又は実技による授業（以下「面接授業」という。）並びに保育実習により行う。

- ② 指定保育士養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

- ③ 通信授業

- ア 通信授業の実施に当たっては、添削指導を併せ行う。
- イ 通信授業における印刷教材は、次によるものであること。
 - (ア) 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - (イ) 統計その他の資料が、新しく、かつ、信頼性のある適切なものであること。
 - (ウ) 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
- ウ 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

④ 面接授業

- 面接授業の内容は、別表②の教科目について行うものであること。
- また、面接授業は、指定保育士養成施設の施設及び設備を使用することを原則とする。これ以外の場合には、都道府県知事に対して、他の施設等で実施する理由、実施場所、担当教員数、その他必要と考えられる事項を届け出ること。

6 施設設備

- (1) 校地は、教育環境として適切な場所に所在し、校舎、敷地のほかに学生が休息、運動等に利用するための適当な空地を有すること。
- (2) 校舎、諸施設について
 - ア 校舎には少なくとも次に掲げる各室を設けること。
 - (ア) 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）
 - (イ) 所長室、会議室、事務室、研究室
 - (ウ) 図書室、保健室
 - イ 教室は教科目の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えること。
 - ウ 研究室は、専任教員に対しては、必ず備えること。
 - エ 図書室には、学生が図書を閲覧するために必要な閲覧席及び図書を格納するために必要な設備を設けること。
 - オ 保健室には、医務及び静養に必要な設備を設けること。
 - カ 指定保育士養成施設はアに掲げる施設のほか、学生自習室、クラブ室、更衣室を設けることが望ましいこと。
- (3) 指定保育士養成施設には、教員数及び学生数に応じて、教育上、研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備並びに図書及び学術雑誌を備えること。
- (4) その他通信教育に係る校地の面積、諸設備等については、通信教育に支障のないものとする。

7 その他

(1) 昼夜開講制について

ア 指定保育士養成施設は、保育士の養成上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができること。

イ 昼夜開講制を設ける場合には、昼間部の中に募集定員を別にする「夜間主コース」を設けること。この場合においては、学則で昼間コースと夜間主コースごとに学生定員を定めること。

ウ 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障がない限度において4—(2)—ア—(ア)に定める教員数を減ずることができるものとする。

(2) 通信教育部に係る規定については、施行日以前に指定を受けている指定保育士養成施設にあっては平成19年4月1日から適用する。

(別表①)

系 列	教 科 目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	指定保育士養成施設において設定。		
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法に関する科目			
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1

(別表②) 指定保育士養成施設通信教育部における面接授業等実施基準

教養科目	系 列	教科目 (授業形態)	告示による単位数	うち面接授業の単位数	うち実習の単位数
		体育(実技)	1単位	1単位	—
必修科目	保育の対象の理解に関する科目	子どもの理解と援助(演習)	1単位	1単位	—
		子どもの食と栄養(演習)	2単位	1単位以上	—
	保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論(演習)	1単位	3単位以上	—
		保育内容演習(演習)	5単位		—
		保育内容の理解と方法(演習)	4単位	2単位以上	—
		乳児保育Ⅱ(演習)	1単位	1単位	—
		子どもの健康と安全(演習)	1単位	1単位	—
		障害児保育(演習)	2単位	1単位以上	—
		社会的養護Ⅱ(演習)	1単位	1単位	—
	子育て支援(演習)	1単位	1単位	—	
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4単位	—	4単位	
総合演習	保育実践演習(演習)	2単位	1単位以上	—	
選択必修科目	保育実習	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)	2単位以上	—	2単位以上
単位数計			28単位以上	14単位以上	6単位以上

備考 1 通信教育部における面接授業の教科目及び単位数は、上記のとおりであること。

2 指定保育士養成施設は、上記に掲げる教科目以外の科目についても面接授業を行うことができる。

(別紙 2)

保育実習実施基準

第 1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第 2 履修の方法

- 1 保育実習は、次表の第 3 欄に掲げる施設につき、同表第 2 欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別 (第 1 欄)	履修方法 (第 2 欄)		実習施設 (第 3 欄)
	単位数	施設におけるお おむねの実習日 数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4 単位	20 日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10 日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10 日	(C)

備考 1 第 3 欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同基準同章第 3 節に規定する小規模保育 B 型に限る）若しくは同条第 12 項の事業所内保育事業であって同法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたも

- の（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び（A）に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

備考3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第4節に規定する小規模保育事業C型において、家庭的保育者又は補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。

- 2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。
- 3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。
- 4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組

織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。

- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること。
- 6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

第3 実習施設の選定等

- 1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。

特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。

また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。
- 2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士が実習生の指導を行う施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。
- 3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。
- 4 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。
- 5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。

- 6 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

(別紙3)

教科目の教授内容

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

<必修科目>

【保育の本質・目的に関する科目】

- 保育原理（講義2単位）
- 教育原理（講義2単位）
- 子ども家庭福祉（講義2単位）
- 社会福祉（講義2単位）
- 子ども家庭支援論（講義2単位）
- 社会的養護Ⅰ（講義2単位）
- 保育者論（講義2単位）

【保育の対象の理解に関する科目】

- 保育の心理学（講義2単位）
- 子ども家庭支援の心理学（講義2単位）
- 子どもの理解と援助（演習1単位）
- 子どもの保健（講義2単位）
- 子どもの食と栄養（演習2単位）

【保育の内容・方法に関する科目】

- 保育の計画と評価（講義2単位）
- 保育内容総論（演習1単位）
- 保育内容演習（演習5単位）
- 保育内容の理解と方法（演習4単位）
- 乳児保育Ⅰ（講義2単位）
- 乳児保育Ⅱ（演習1単位）
- 子どもの健康と安全（演習1単位）
- 障害児保育（演習2単位）
- 社会的養護Ⅱ（演習1単位）
- 子育て支援（演習1単位）

【保育実習】

- 保育実習Ⅰ（実習4単位）

○保育実習指導Ⅰ（演習2単位）

【総合演習】

○保育実践演習（演習2単位）

<選択必修科目>

○保育の本質・目的に関する科目

○保育の対象の理解に関する科目

○保育の内容・方法に関する科目

○保育実習Ⅱ（実習2単位）

○保育実習指導Ⅱ（演習1単位）

○保育実習Ⅲ（実習2単位）

○保育実習指導Ⅲ（演習1単位）

(別紙 4)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

1 目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正認定こども園法」という。)により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられた。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後 10 年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得に必要な単位数等の特例(以下「特例教科目」という。)を設け、免許・資格の併有を促進することとした。

この特例については、幼稚園等において「3 年以上かつ 4320 時間以上」の実務経験を有する者の特例(以下「3 年特例」という。)に加えて、更に幼保連携型認定こども園において「2 年以上かつ 2880 時間以上」の実務経験を有する者の特例(以下「幼保 2 年特例」という。)を令和 5 年度から適用することとした。

指定保育士養成施設において特例教科目を設ける場合には、「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成 13 年厚生労働省告示第 198 号)第 2 条で定める任意開設科目として、以下に定める内容に基づき実施すること。

2 特例教科目、履修方法、単位数及び履修科目

特例教科目は、次に掲げる特例教科目及び単位数並びに履修方法によること。

なお、特例教科目の教授内容の標準的事項を示した「特例教科目の教授内容」を別添 2 (3 年特例)及び別添 3 (幼保 2 年特例)のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

(1) 3年特例による特例教科目

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	2	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ

※特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については1単位以上を面接授業により履修させること。

※特例教科目の名称は本通知に定める名称によること。

※特例教科目のうち1科目の開設も可能。

(2) 幼保2年特例による特例教科目

特例教科目	指定保育士養成施設において修得することを必要とする単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論（講義）	1	子ども家庭支援論 子育て支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	1	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ

※特例教科目を通信制により実施する場合、「乳児保育」については授業時数の概ね半分以上は面接授業により履修させること。

※特例教科目の名称は基本的に本通知に定める名称によることとしつつ、「子ども家庭支援論」及び「乳児保育」については、3年特例の場合と単位数が異なるため、工夫して管理すること。

※特例教科目のうち1科目の開設も可能。

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

(1) 3年特例の場合

特例のうち3年特例の要件については、次に掲げる施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する者とする。

- ① 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む））
- ② 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園）
- ③ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
- ④ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。））を実施する施設
- ⑤ 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設））を実施する施設
- ⑥ 公立施設（国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く））
- ⑦ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設）
- ⑨ 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設）（1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設））。ただし、次の施設を除く。
 - ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供する

もの)による施設

- ・ 当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

(2) 幼保 2 年特例の場合

特例のうち幼保 2 年特例については、(1)に規定する施設における「3 年以上かつ 4320 時間以上」の実務経験に加え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園において「2 年以上かつ 2880 時間以上」の実務経験を有する者とする。

4 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)の交付

指定保育士養成施設の長は、特例教科目を修めた者の要請に対し、「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号)に定める修得特例教科目に応じた試験免除科目について、「保育士養成課程修了証明書等について」(平成 15 年 12 月 8 日雇児発第 1208001 号)に定める別紙様式(4)による証明書を交付すること。

5 留意事項

- (1) 特例教科目による単位の修得は、平成 25 年 8 月 8 日から改正認定こども園法施行後 10 年の間とする。
- (2) 特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開設するものであるため、指定保育士養成施設は、特例教科目を開設した日から起算して 1 月以内に、都道府県知事に届出をすること(幼保 2 年特例において「子ども家庭支援論」及び「乳児保育」の 1 単位の特例教科目を開設する場合も含む)。
- (3) 特例教科目の実施に当たっての教員等の体制は、本通知別紙 1 に準じて実施されることが望ましいこと。
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例の具体的な運用については、別に示すので、留意し実施すること。
- (5) 保育士資格取得後も、キャリアアップ研修を受講するなど、自己研鑽を行うことが重要であることに留意すること。

別添 1

【保育の本質・目的に関する科目】

<p><教科目名> 保育原理（講義・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義及び目的について理解する。2. 保育に関する法令及び制度を理解する。3. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。4. 保育の思想と歴史的変遷について理解する。5. 保育の現状と課題について理解する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育の意義及び目的<ol style="list-style-type: none">(1) 保育の理念と概念(2) 子どもの最善の利益と保育(3) 子ども家庭福祉と保育(4) 保育の社会的役割と責任2. 保育に関する法令及び制度<ol style="list-style-type: none">(1) 子ども家庭福祉の法体系における保育の位置付けと関係法令(2) 子ども・子育て支援新制度(3) 保育の実施体系3. 保育所保育指針における保育の基本<ol style="list-style-type: none">(1) 保育所保育指針(2) 保育所保育に関する基本原則(3) 保育における養護(4) 保育の目標(5) 保育の内容(6) 保育の環境・方法(7) 子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）とその循環4. 保育の思想と歴史的変遷<ol style="list-style-type: none">(1) 諸外国の保育の思想と歴史(2) 日本の保育の思想と歴史5. 保育の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 諸外国の保育の現状(2) 日本の保育の現状と課題

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 教育原理（講義・2単位）

<目標>

1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関わりについて理解する。
2. 教育の思想と歴史的変遷について学び、教育に関する基礎的な理論について理解する。
3. 教育の制度について理解する。
4. 教育実践の様々な取り組みについて理解する。
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性
 - (1) 教育の意義
 - (2) 教育の目的
 - (3) 乳幼児期の教育の特性
 - (4) 教育と子ども家庭福祉の関連性
 - (5) 人間形成と家庭・地域・社会等との関連性
2. 教育の思想と歴史的変遷
 - (1) 諸外国の教育の思想と歴史
 - (2) 日本の教育の思想と歴史
 - (3) 子ども観と教育観の変遷
3. 教育の制度
 - (1) 教育制度の基礎
 - (2) 教育法規・教育行政の基礎
 - (3) 諸外国の教育制度
4. 教育の実践
 - (1) 教育実践の基礎理論（内容・方法・計画と評価）
 - (2) 教育実践の多様な取り組み
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題
 - (1) 生涯学習社会と教育
 - (2) 現代の教育課題

【保育の本質・目的に関する科目】

<p><教科目名> 子ども家庭福祉（講義・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷について理解する。2. 子どもの人権擁護について理解する。3. 子ども家庭福祉の制度や実施体系等について理解する。4. 子ども家庭福祉の現状と課題について理解する。5. 子ども家庭福祉の動向と展望について理解する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷<ol style="list-style-type: none">(1) 子ども家庭福祉の理念と概念(2) 子ども家庭福祉の歴史の変遷(3) 現代社会と子ども家庭福祉2. 子どもの人権擁護<ol style="list-style-type: none">(1) 子どもの人権擁護の歴史の変遷(2) 児童の権利に関する条約(3) 子どもの人権擁護と現代社会における課題3. 子ども家庭福祉の制度と実施体系<ol style="list-style-type: none">(1) 子ども家庭福祉の制度と法体系(2) 子ども家庭福祉の実施体系(3) 児童福祉施設(4) 子ども家庭福祉の専門職4. 子ども家庭福祉の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 少子化と地域子育て支援(2) 母子保健と子どもの健全育成(3) 多様な保育ニーズへの対応(4) 子ども虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）とその防止(5) 社会的養護(6) 障害のある子どもへの対応(7) 少年非行等への対応(8) 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応5. 子ども家庭福祉の動向と展望<ol style="list-style-type: none">(1) 次世代育成支援と子ども家庭福祉の推進(2) 地域における連携・協働とネットワーク(3) 諸外国の動向

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 社会福祉（講義・2単位）

<目標>

1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷及び社会福祉における子ども家庭支援の視点について理解する。
2. 社会福祉の制度や実施体系等について理解する。
3. 社会福祉における相談援助について理解する。
4. 社会福祉における利用者の保護に関わる仕組みについて理解する。
5. 社会福祉の動向と課題について理解する。

<内容>

1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷
 - (1) 社会福祉の理念と概念
 - (2) 社会福祉の歴史の変遷
 - (3) 子ども家庭支援と社会福祉
2. 社会福祉の制度と実施体系
 - (1) 社会福祉の制度と法体系
 - (2) 社会福祉行財政と実施機関
 - (3) 社会福祉施設
 - (4) 社会福祉の専門職
 - (5) 社会保障及び関連制度の概要
3. 社会福祉における相談援助
 - (1) 相談援助の理論
 - (2) 相談援助の意義と機能
 - (3) 相談援助の対象と過程
 - (4) 相談援助の方法と技術
4. 社会福祉における利用者の保護に関わる仕組み
 - (1) 情報提供と第三者評価
 - (2) 利用者の権利擁護と苦情解決
5. 社会福祉の動向と課題
 - (1) 少子高齢化社会における子育て支援
 - (2) 共生社会の実現と障害者施策
 - (3) 在宅福祉・地域福祉の推進
 - (4) 諸外国の動向

【保育の本質・目的に関する科目】

＜教科目名＞ 子ども家庭支援論（講義・2単位）

＜目標＞

1. 子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する。
2. 保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する。
3. 子育て家庭に対する支援の体制について理解する。
4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する。

＜内容＞

1. 子ども家庭支援の意義と役割
 - (1) 子ども家庭支援の意義と必要性
 - (2) 子ども家庭支援の目的と機能
2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本
 - (1) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
 - (2) 子どもの育ちの喜びの共有
 - (3) 保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する支援
 - (4) 保育士に求められる基本的態度（受容的関わり・自己決定の尊重・秘密保持等）
 - (5) 家庭の状況に応じた支援
 - (6) 地域の資源の活用と自治体・関係機関等との連携・協力
3. 子育て家庭に対する支援の体制
 - (1) 子育て家庭の福祉を図るための社会資源
 - (2) 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進
4. 多様な支援の展開と関係機関との連携
 - (1) 子ども家庭支援の内容と対象
 - (2) 保育所等を利用する子どもの家庭への支援
 - (3) 地域の子育て家庭への支援
 - (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援
 - (5) 子ども家庭支援に関する現状と課題

【保育の本質・目的に関する科目】

＜教科目名＞ 社会的養護 I（講義・2単位）

＜目標＞

1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷について理解する。
2. 子どもの人権擁護を踏まえた社会的養護の基本について理解する。
3. 社会的養護の制度や実施体系等について理解する。
4. 社会的養護の対象や形態、関係する専門職等について理解する。
5. 社会的養護の現状と課題について理解する。

＜内容＞

1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷
 - (1) 社会的養護の理念と概念
 - (2) 社会的養護の歴史の変遷
2. 社会的養護の基本
 - (1) 子どもの人権擁護と社会的養護
 - (2) 社会的養護の基本原則
 - (3) 社会的養護における保育士等の倫理と責務
3. 社会的養護の制度と実施体系
 - (1) 社会的養護の制度と法体系
 - (2) 社会的養護の仕組みと実施体系
4. 社会的養護の対象・形態・専門職
 - (1) 社会的養護の対象
 - (2) 家庭養護と施設養護
 - (3) 社会的養護に関わる専門職
5. 社会的養護の現状と課題
 - (1) 社会的養護に関する社会的状況
 - (2) 施設等の運営管理
 - (3) 被措置児童等の虐待防止
 - (4) 社会的養護と地域福祉

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 保育者論（講義・2単位）

<目標>

1. 保育者の役割と倫理について理解する。
2. 保育士の制度的な位置づけを理解する。
3. 保育士の専門性について考察し、理解する。
4. 保育者の連携・協働について理解する。
5. 保育者の資質向上とキャリア形成について理解する。

<内容>

1. 保育者の役割と倫理
 - (1) 役割・職務内容
 - (2) 倫理
2. 保育士の制度的位置付け
 - (1) 児童福祉法における保育士の定義
 - (2) 資格・要件
 - (3) 欠格事由、信用失墜行為及び秘密保持義務等
3. 保育士の専門性
 - (1) 保育士の資質・能力
 - (2) 養護及び教育の一体的展開
 - (3) 家庭との連携と保護者に対する支援
 - (4) 計画に基づく保育の実践と省察・評価
 - (5) 保育の質の向上
4. 保育者の連携・協働
 - (1) 保育における職員間の連携・協働
 - (2) 専門職間及び専門機関との連携・協働
 - (3) 地域における自治体や関係機関等との連携・協働
5. 保育者の資質向上とキャリア形成
 - (1) 資質向上に関する組織的取組
 - (2) 保育者の専門性の向上とキャリア形成の意義
 - (3) 組織とリーダーシップ

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 保育の心理学（講義・2単位）

<目標>

1. 保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解する。
2. 子どもの発達に関わる心理学の基礎を習得し、養護及び教育の一体性や発達に即した援助の基本となる子どもへの理解を深める。
3. 乳幼児期の子どもの学びの過程や特性について基礎的な知識を習得し、保育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解する。

<内容>

1. 発達を捉える視点
 - (1) 子どもの発達を理解することの意義
 - (2) 子どもの発達と環境
 - (3) 発達理論と子ども観・保育観
2. 子どもの発達過程
 - (1) 社会情動的発達
 - (2) 身体的機能と運動機能の発達
 - (3) 認知の発達
 - (4) 言語の発達
3. 子どもの学びと保育
 - (1) 乳幼児期の学びに関わる理論
 - (2) 乳幼児期の学びの過程と特性
 - (3) 乳幼児期の学びを支える保育

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 子ども家庭支援の心理学（講義・2単位）

<目標>

1. 生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。
2. 家族・家庭の意義や機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。
3. 子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解する。
4. 子どもの精神保健とその課題について理解する。

<内容>

1. 生涯発達
 - (1) 乳幼児期から学童期前期にかけての発達
 - (2) 学童期後期から青年期にかけての発達
 - (3) 成人期・老年期における発達
2. 家族・家庭の理解
 - (1) 家族・家庭の意義と機能
 - (2) 親子関係・家族関係の理解
 - (3) 子育ての経験と親としての育ち
3. 子育て家庭に関する現状と課題
 - (1) 子育てを取り巻く社会的状況
 - (2) ライフコースと仕事・子育て
 - (3) 多様な家庭とその理解
 - (4) 特別な配慮を要する家庭
4. 子どもの精神保健とその課題
 - (1) 子どもの生活・生育環境とその影響
 - (2) 子どもの心の健康に関わる問題

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 子どもの理解と援助（演習・1単位）

<目標>

1. 保育実践において、実態に応じた子ども一人一人の心身の発達や学びを把握することの意義について理解する。
2. 子どもの体験や学びの過程において、子どもを理解する上での基本的な考え方を理解する。
3. 子どもを理解するための具体的な方法を理解する。
4. 子どもの理解に基づく保育士の援助や態度の基本について理解する。

<内容>

1. 子どもの実態に応じた発達や学びの把握
 - (1) 保育における子どもの理解の意義
 - (2) 子どもの理解に基づく養護及び教育の一体的展開
 - (3) 子どもに対する共感的理解と子どもとの関わり
2. 子どもを理解する視点
 - (1) 子どもの生活や遊び
 - (2) 保育の人的環境としての保育者と子どもの発達
 - (3) 子ども相互の関わりと関係づくり
 - (4) 集団における経験と育ち
 - (5) 葛藤やつまずき
 - (6) 保育の環境の理解と構成
 - (7) 環境の変化や移行
3. 子どもを理解する方法
 - (1) 観察
 - (2) 記録
 - (3) 省察・評価
 - (4) 職員間の対話
 - (5) 保護者との情報の共有
4. 子どもの理解に基づく発達援助
 - (1) 発達の課題に応じた援助と関わり
 - (2) 特別な配慮を要する子どもの理解と援助
 - (3) 発達の連続性と就学への支援

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 子どもの保健（講義・2単位）

<目標>

1. 子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義を理解する。
2. 子どもの身体的な発育・発達と保健について理解する。
3. 子どもの心身の健康状態とその把握の方法について理解する。
4. 子どもの疾病とその予防法及び他職種間の連携・協働の下での適切な対応について理解する。

<内容>

1. 子どもの心身の健康と保健の意義
 - (1) 生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的
 - (2) 健康の概念と健康指標
 - (3) 現代社会における子どもの健康に関する現状と課題
 - (4) 地域における保健活動と子ども虐待防止
2. 子どもの身体的発育・発達と保健
 - (1) 身体発育及び運動機能の発達と保健
 - (2) 生理機能の発達と保健
3. 子どもの心身の健康状態とその把握
 - (1) 健康状態の観察
 - (2) 心身の不調等の早期発見
 - (3) 発育・発達の把握と健康診断
 - (4) 保護者との情報共有
4. 子どもの疾病の予防及び適切な対応
 - (1) 主な疾病の特徴
 - (2) 子どもの疾病の予防と適切な対応

【保育の対象の理解に関する科目】

<教科目名> 子どもの食と栄養 (演習・2単位)

<目標>

1. 健康な生活の基本としての食生活の意義や栄養に関する基本的知識を習得する。
2. 子どもの発育・発達と食生活の関連について理解する。
3. 養護及び教育の一体性を踏まえた保育における食育の意義・目的、基本的考え方、その内容等について理解する。
4. 家庭や児童福祉施設における食生活の現状と課題について理解する。
5. 関連するガイドライン (※) や近年のデータ等を踏まえ、特別な配慮を要する子どもの食と栄養について理解する。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月、厚生労働省)、
「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月、厚生労働省)等

<内容>

1. 子どもの健康と食生活の意義
 - (1) 子どもの心身の健康と食生活
 - (2) 子どもの食生活の現状と課題
2. 栄養に関する基本的知識
 - (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
 - (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本
3. 子どもの発育・発達と食生活
 - (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
 - (2) 幼児期の心身の発達と食生活
 - (3) 学童期の心身の発達と食生活
 - (4) 生涯発達と食生活
4. 食育の基本と内容
 - (1) 保育における食育の意義・目的と基本的考え方
 - (2) 食育の内容と計画及び評価
 - (3) 食育のための環境
 - (4) 地域の関係機関や職員間の連携
 - (5) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援
5. 家庭や児童福祉施設における食事と栄養
 - (1) 家庭における食事と栄養
 - (2) 児童福祉施設における食事と栄養
6. 特別な配慮を要する子どもの食と栄養
 - (1) 疾病及び体調不良の子どもへの対応
 - (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応
 - (3) 障害のある子どもへの対応

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 保育の計画と評価（講義・2単位）

<目標>

1. 保育の内容の充実と質の向上に資する保育の計画及び評価について理解する。
2. 全体的な計画と指導計画の作成について、その意義と方法を理解する。
3. 子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）について、その全体構造を捉え、理解する。

<内容>

1. 保育の計画と評価の基本
 - (1) カリキュラムの基礎理論
 - (2) 保育における計画と評価の意義
 - (3) 子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の循環による保育の質の向上
2. 保育所における保育の計画
 - (1) 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容及び社会的背景
 - (2) 保育所保育指針における保育の目標と計画の基本的考え方
 - (3) 全体的な計画と指導計画の関係性
 - (4) 全体的な計画の作成
 - (5) 指導計画（長期的・短期的）の作成
 - (6) 指導計画作成上の留意事項
 - (7) 計画に基づく保育の柔軟な展開
3. 保育所における保育の評価
 - (1) 保育の記録及び省察
 - (2) 保育士及び保育所の自己評価
 - (3) 保育の質向上に向けた改善の取組
 - (4) 生活と発達の連続性を踏まえた保育所児童保育要録

【保育の内容・方法に関する科目】

＜教科目名＞ 保育内容総論（演習・1単位）

＜目標＞

1. 保育所保育指針における「保育の目標」「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と「保育の内容」の関連を理解する。
2. 保育所保育指針の各章のつながりを読み取り、保育の全体的な構造を理解する。
3. 子どもの発達や生活を取り巻く社会的背景及び保育の内容の歴史的変遷等を踏まえ、保育の内容の基本的な考え方を、子どもの発達や実態に即した具体的な保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）につなげて理解する。
4. 保育の多様な展開について具体的に理解する。

＜内容＞

1. 保育の全体構造と保育内容
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育の全体構造と保育内容の理解
 - (2) 保育の内容の歴史的変遷とその社会的背景
 - (3) 子どもの発達や生活に即した保育の内容の基本的な考え方
2. 保育の基本を踏まえた保育内容の展開

[保育の基本的な考え方]

 - ・養護及び教育が一体的に展開する保育
 - ・子どもの主体性を尊重する保育
 - ・環境を通して行う保育
 - ・生活や遊びによる総合的な保育
 - ・個と集団の発達を踏まえた保育
 - ・家庭や地域、小学校等との連携を踏まえた保育 等
3. 保育の多様な展開
 - (1) 長時間の保育
 - (2) 特別な配慮を要する子どもの保育
 - (3) 多文化共生の保育

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 保育内容演習（演習・5単位）

<目標>

1. 養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれに関連性を持つことを理解し、総合的に保育を展開していくための知識・技術・判断力を習得する。
2. 子どもの発達を、保育所保育指針における乳児保育の3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」と、1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域（「健康・人間関係・環境・言葉・表現」）を通して捉え、子どもに対する理解を深めながら、保育の内容について具体的に理解する。
3. 上記2に示した保育の内容の視点及び領域を踏まえて、子どもが生活や遊びにおいて体験していることを捉えるとともに、保育に当たって保育士が留意、配慮すべき事項を理解する。
4. 子どもの発達過程に即して具体的な保育場面を想定しながら、環境の構成、教材や遊具等の活用と工夫、保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する。

<内容>

以下の視点から、保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。

1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」
 - ① 子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助
 - ② 子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり
2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」
 - (1) 保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点
 - ① 「健やかに伸び伸びと育つ」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う）
 - ② 「身近な人と気持ちを通じ合う」（受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う）
 - ③ 「身近なものに関わり感性が育つ」（身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う）
 - (2) 保育所保育指針に示す1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育におけるそれぞれ5つの領域
 - ① 「健康」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う）
 - ② 「人間関係」（他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う）
 - ③ 「環境」（周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う）
 - ④ 「言葉」（経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う）
 - ⑤ 「表現」（感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする）

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 保育内容の理解と方法（演習・4単位）

<目標>

1. 子どもの心身の発達や子どもを取り巻く環境等と保育所保育指針に示される保育の内容を理解した上で、子どもの生活と遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を実践的に習得する。
2. 保育における教材等の活用及び作成と、保育の環境の構成及び具体的展開のための技術を実践的に習得する。

<内容>

子どもの心身の発達や子どもを取り巻く環境等と、保育所保育指針に示される保育の内容を踏まえて、子どもの生活と遊びにおける体験（※）と保育の環境を捉え、以下の知識・技術を学ぶ。

1. 子どもの生活と遊びにおける他者（保育士等や他の子ども）との関係や集団の中での育ちの理解と援助に関わる知識及び技術
2. 子どもの生活や遊びにおいてイメージを豊かにし、感性を養うための環境の構成と保育の展開に必要な知識及び技術
3. 子どもの生活と遊びにおける様々な遊具や用具、素材や教材等の特性の理解と、それらの活用や作成に必要な知識及び技術

※子どもの生活と遊びにおける体験の例

- ① 見立てやごっこ遊び、劇遊び、運動遊び等における体験
- ② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ体験
- ③ 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ体験
- ④ 子ども自らが児童文化財（絵本、紙芝居、人形劇、ストーリーテリング等）に親しむ体験

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 乳児保育Ⅰ（講義・2単位）

<目標>

1. 乳児保育の意義・目的と歴史の変遷及び役割等について理解する。
2. 保育所、乳児院等多様な保育の場における乳児保育の現状と課題について理解する。
3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育の内容と運営体制について理解する。
4. 乳児保育における職員間の連携・協働及び保護者や地域の関係機関との連携について理解する。

※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

<内容>

1. 乳児保育の意義・目的と役割
 - (1) 乳児保育の意義・目的と歴史の変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
 - (3) 乳児保育における養護及び教育
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 乳児保育及び子育て家庭に対する支援をめぐる社会的状況と課題
 - (2) 保育所における乳児保育
 - (3) 保育所以外の児童福祉施設（乳児院等）における乳児保育
 - (4) 家庭的保育等における乳児保育
 - (5) 3歳未満児とその家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育
 - (1) 3歳未満児の生活と環境
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
 - (6) 乳児保育における計画・記録・評価とその意義
4. 乳児保育における連携・協働
 - (1) 職員間の連携・協働
 - (2) 保護者との連携・協働
 - (3) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

【保育の内容・方法に関する科目】

<p><教科目名> 乳児保育Ⅱ（演習・1単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 3歳未満児の発育・発達の過程や特性を踏まえた援助や関わりの基本的な考え方について理解する。2. 養護及び教育の一体性を踏まえ、3歳未満児の子どもの生活や遊びと保育の方法及び環境について、具体的に理解する。3. 乳児保育における配慮の実際について、具体的に理解する。4. 上記1～3を踏まえ、乳児保育における計画の作成について、具体的に理解する。 <p>※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。</p>
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 乳児保育の基本<ol style="list-style-type: none">(1) 子どもと保育士等との関係の重要性(2) 個々の子どもに応じた援助や受容的・応答的な関わり(3) 子どもの主体性の尊重と自己の育ち(4) 子どもの体験と学びの芽生え2. 乳児保育における子どもの発育・発達を踏まえた生活と遊びの実際<ol style="list-style-type: none">(1) 子どもの1日の生活の流れと保育の環境(2) 子どもの生活や遊びを支える環境の構成(3) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた生活と援助の実際(4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた遊びと援助の実際(5) 子ども同士の関わりとその援助の実際3. 乳児保育における配慮の実際<ol style="list-style-type: none">(1) 子どもの心身の健康・安全と情緒の安定を図るための配慮(2) 集団での生活における配慮(3) 環境の変化や移行に対する配慮4. 乳児保育における計画の実際<ol style="list-style-type: none">(1) 長期的な指導計画と短期的な指導計画(2) 個別的な指導計画と集団の指導計画

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名>子どもの健康と安全（演習・1単位）

<目標>

1. 保育における保健的観点を踏まえた保育環境や援助について理解する。
2. 関連するガイドライン（※）や近年のデータ等を踏まえ、保育における衛生管理・事故防止及び安全対策・危機管理・災害対策について、具体的に理解する。
3. 子どもの体調不良等に対する適切な対応について、具体的に理解する。
4. 関連するガイドライン（※）や近年のデータ等を踏まえ、保育における感染症対策について、具体的に理解する。
5. 保育における保健的対応の基本的な考え方を踏まえ、関連するガイドライン（※）や近年のデータ等に基づく、子どもの発達や状態等に即した適切な対応について、具体的に理解する。
6. 子どもの健康及び安全の管理に関わる、組織的取組や保健活動の計画及び評価等について、具体的に理解する。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月、厚生労働省）、
「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月、厚生労働省）、
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省）等

<内容>

1. 保健的観点を踏まえた保育環境及び援助
 - (1) 子どもの健康と保育の環境
 - (2) 子どもの保健に関する個別対応と集団全体の健康及び安全の管理
2. 保育における健康及び安全の管理
 - (1) 衛生管理
 - (2) 事故防止及び安全対策
 - (3) 危機管理
 - (4) 災害への備え
3. 子どもの体調不良等に対する適切な対応
 - (1) 体調不良や傷害が発生した場合の対応
 - (2) 応急処置
 - (3) 救急処置及び救急蘇生法
4. 感染症対策
 - (1) 感染症の集団発生の予防
 - (2) 感染症発生時と罹患後の対応
5. 保育における保健的対応
 - (1) 保育における保健的対応の基本的な考え方
 - (2) 3歳未満児への対応
 - (3) 個別的な配慮を要する子どもへの対応（慢性疾患、アレルギー性疾患等）
 - (4) 障害のある子どもへの対応
6. 健康及び安全の管理の実施体制
 - (1) 職員間の連携・協働と組織的取組
 - (2) 保育における保健活動の計画及び評価
 - (3) 母子保健・地域保健における自治体との連携
 - (4) 家庭、専門機関、地域の関係機関等との連携

【保育の内容・方法に関する科目】

<p><教科目名> 障害児保育（演習・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 障害児保育を支える理念や歴史の変遷について学び、障害児及びその保育について理解する。2. 個々の特性や心身の発達等に応じた援助や配慮について理解する。3. 障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育における計画の作成や援助の具体的な方法について理解する。4. 障害児その他の特別な配慮を要する子どもの家庭への支援や関係機関との連携・協働について理解する。5. 障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育に関する現状と課題について理解する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 障害児保育を支える理念<ol style="list-style-type: none">(1) 「障害」の概念と障害児保育の歴史の変遷(2) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び合理的配慮の理解と障害児保育の基本2. 障害児等の理解と保育における発達の援助<ol style="list-style-type: none">(1) 肢体不自由児の理解と援助(2) 知的障害児の理解と援助(3) 視覚障害・聴覚障害・言語障害児等の理解と援助(4) 発達障害児の理解と援助①（ADHD－注意欠陥多動性障害、LD－学習障害等）(5) 発達障害児の理解と援助②（PDD－広汎性発達障害等）(6) 重症心身障害児、医療的ケア児の理解と援助(7) その他の特別な配慮を要する子どもの理解と援助3. 障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育の実際<ol style="list-style-type: none">(1) 指導計画及び個別の支援計画の作成(2) 個々の発達を促す生活や遊びの環境(3) 子ども同士の関わりと育ち合い(4) 障害児保育における子どもの健康と安全(5) 職員間の連携・協働4. 家庭及び自治体・関係機関との連携<ol style="list-style-type: none">(1) 保護者や家族に対する理解と支援(2) 保護者間の交流や支え合いの意義とその支援(3) 障害児支援の制度の理解と地域における自治体や関係機関（保育所、児童発達支援センター等）の連携・協働(4) 小学校等との連携5. 障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育に関わる現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 保健・医療における現状と課題(2) 福祉・教育における現状と課題(3) 支援の場の広がりにつながり

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 社会的養護Ⅱ（演習・1単位）

<目標>

1. 子どもの理解を踏まえた社会的養護の基礎的な内容について具体的に理解する。
2. 施設養護及び家庭養護の実際について理解する。
3. 社会的養護における計画・記録・自己評価の実際について理解する。
4. 社会的養護に関わる相談援助の方法・技術について理解する。
5. 社会的養護における子ども虐待の防止と家庭支援について理解する。

<内容>

1. 社会的養護の内容
 - (1) 社会的養護における子どもの理解
 - (2) 日常生活支援
 - (3) 治療的支援
 - (4) 自立支援
2. 社会的養護の実際
 - (1) 施設養護の生活特性及び実際
 - (2) 家庭養護の生活特性及び実際
3. 社会的養護における支援の計画と記録及び自己評価
 - (1) アセスメントと個別支援計画の作成
 - (2) 記録及び自己評価
4. 社会的養護に関わる専門的技術
 - (1) 保育の専門性に関わる知識・技術とその実践
 - (2) 社会的養護に関わる相談援助の知識・技術とその実践
5. 今後の課題と展望
 - (1) 社会的養護における家庭支援
 - (2) 社会的養護の課題と展望

【保育の内容・方法に関する科目】

<教科目名> 子育て支援（演習・1単位）

<目標>

1. 保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援（保育相談支援）について、その特性と展開を具体的に理解する。
2. 保育士の行う子育て支援について、様々な場や対象に即した支援の内容と方法及び技術を、実践事例等を通して具体的に理解する。

<内容>

1. 保育士の行う子育て支援の特性
 - (1) 子どもの保育とともに行う保護者の支援
 - (2) 日常的・継続的な関わりを通じた保護者との相互理解と信頼関係の形成
 - (3) 保護者や家庭の抱える支援のニーズへの気づきと多面的な理解
 - (4) 子ども・保護者が多様な他者と関わる機会や場の提供
2. 保育士の行う子育て支援の展開
 - (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
 - (2) 支援の計画と環境の構成
 - (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
 - (4) 職員間の連携・協働
 - (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働
3. 保育士の行う子育て支援と実際（内容・方法・技術）
 - (1) 保育所等における支援
 - (2) 地域の子育て家庭に対する支援
 - (3) 障害のある子ども及びその家庭に対する支援
 - (4) 特別な配慮を要する子ども及びその家庭に対する支援
 - (5) 子ども虐待の予防と対応
 - (6) 要保護児童等の家庭に対する支援
 - (7) 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭の理解

【保育実習】

<教科目名> 保育実習 I (実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位)

<目標>

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。

<保育所実習の内容>

1. 保育所の役割と機能
 - (1) 保育所における子どもの生活と保育士の援助や関わり
 - (2) 保育所保育指針に基づく保育の展開
2. 子どもの理解
 - (1) 子どもの観察とその記録による理解
 - (2) 子どもの発達過程の理解
 - (3) 子どもへの援助や関わり
3. 保育内容・保育環境
 - (1) 保育の計画に基づく保育内容
 - (2) 子どもの発達過程に応じた保育内容
 - (3) 子どもの生活や遊びと保育環境
 - (4) 子どもの健康と安全
4. 保育の計画・観察・記録
 - (1) 全体的な計画と指導計画及び評価の理解
 - (2) 記録に基づく省察・自己評価
5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理
 - (1) 保育士の業務内容
 - (2) 職員間の役割分担や連携・協働
 - (3) 保育士の役割と職業倫理

<児童福祉施設等(保育所以外)における実習の内容>

1. 施設の役割と機能
 - (1) 施設における子どもの生活と保育士の援助や関わり
 - (2) 施設の役割と機能
2. 子どもの理解
 - (1) 子どもの観察とその記録
 - (2) 個々の状態に応じた援助や関わり
3. 施設における子どもの生活と環境
 - (1) 計画に基づく活動や援助
 - (2) 子どもの心身の状態に応じた生活と対応
 - (3) 子どもの活動と環境
 - (4) 健康管理、安全対策の理解
4. 計画と記録
 - (1) 支援計画の理解と活用
 - (2) 記録に基づく省察・自己評価
5. 専門職としての保育士の役割と倫理
 - (1) 保育士の業務内容
 - (2) 職員間の役割分担や連携
 - (3) 保育士の役割と職業倫理

【保育実習】

<教科目名> 保育実習指導 I (演習・2単位)

<目標>

1. 保育実習の意義・目的を理解する。
2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。
3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。
4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。

<内容>

1. 保育実習の意義
 - (1) 実習の目的
 - (2) 実習の概要
2. 実習の内容と課題の明確化
 - (1) 実習の内容
 - (2) 実習の課題
3. 実習に際しての留意事項
 - (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
 - (2) プライバシーの保護と守秘義務
 - (3) 実習生としての心構え
4. 実習の計画と記録
 - (1) 実習における計画と実践
 - (2) 実習における観察、記録及び評価
5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

<教科目名> 保育実習Ⅱ（実習・2単位：保育所実習）

<目標>

1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。
2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。
3. 既習の教科目や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。
6. 実習における自己の課題を明確化する。

<内容>

1. 保育所の役割や機能の具体的展開
 - (1) 養護と教育が一体となって行われる保育
 - (2) 保育所の社会的役割と責任
2. 観察に基づく保育の理解
 - (1) 子どもの心身の状態や活動の観察
 - (2) 保育士等の援助や関わり
 - (3) 保育所の生活の流れや展開の把握
3. 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携
 - (1) 環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育
 - (2) 入所している子どもの保護者に対する子育て支援及び地域の保護者等に対する子育て支援
 - (3) 関係機関や地域社会との連携・協働
4. 指導計画の作成・実践・観察・記録・評価
 - (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価と保育の過程の理解
 - (2) 作成した指導計画に基づく保育の実践と評価
5. 保育士の業務と職業倫理
 - (1) 多様な保育の展開と保育士の業務
 - (2) 多様な保育の展開と保育士の職業倫理
6. 自己の課題の明確化

<教科目名> 保育実習Ⅲ（実習・2単位：保育所以外の施設実習）

<目標>

1. 既習の教科目や保育実習の経験を踏まえ、児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能について実践を通して、理解する。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を習得する。
3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
4. 実習における自己の課題を理解する。

<内容>

1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能
2. 施設における支援の実際
 - (1) 受容し、共感する態度
 - (2) 個人差や生活環境に伴う子ども（利用者）のニーズの把握と子ども理解
 - (3) 個別支援計画の作成と実践
 - (4) 子ども（利用者）の家族への支援と対応
 - (5) 各施設における多様な専門職との連携・協働
 - (6) 地域社会との連携・協働
3. 保育士の多様な業務と職業倫理
4. 保育士としての自己課題の明確化

<教科目名> 保育実習指導Ⅱ又はⅢ（演習・1単位）

<目標>

1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に理解する。
2. 実習や既習の教科目の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を習得する。
3. 保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について、実践や事例を通して理解する。
4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

<内容>

1. 保育実習による総合的な学び
 - (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解
 - (2) 子どもの保育と保護者支援
2. 保育の実践力の育成
 - (1) 子ども（利用者）の状態に応じた適切な関わり
 - (2) 保育の知識・技術を活かした保育実践
3. 計画と観察、記録、自己評価
 - (1) 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践
 - (2) 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善
4. 保育士の専門性と職業倫理
5. 事後指導における実習の総括と評価
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

【総合演習】

<教科目名> 保育実践演習（演習・2単位）

<目標>

1. 指定保育士養成施設における教育課程の全体を通して、保育士として必要な保育に関する専門的知識及び技術、幅広く深い教養及び総合的な判断力、専門職としての倫理観等が習得、形成されたか、自らの学びを振り返り把握する。
2. 保育実習等を通じた自らの体験や収集した情報に基づき、保育に関する現代的課題についての現状を分析し、その課題への対応として保育士、保育の現場、地域、社会に求められることは何か、多様な視点から考察する力を習得する。
3. 1及び2を踏まえ、自己の課題を明確化し、保育の実践に際して必要となる基礎的な資質・能力の定着をさせる。

<内容>

1. 学びの振り返り
グループ討論、ロールプレイング等の授業方法を活用し、以下の①～④の観点を中心に、これまでの自らの学びを、保育実習等における体験と結びつけながら振り返る。
 - ① 保育士の意義や役割、職務内容、子どもに対する責任、倫理
 - ② 社会性、対人関係能力
 - ③ 子どもやその家庭の理解、職員間の連携、関係機関との連携
 - ④ 保育や子育て家庭に対する支援の展開
2. 保育に関する現代的課題の分析に基づく探究
グループワークや研究発表、討論等により、保育に関わる今日の社会的状況等の課題について自ら問いを立て、その要因や背景、課題解決の方向性及びその具体的内容や方法等について検討する。
3. 1及び2を踏まえて、自身の習得した知識・技術等と保育に関する現代的課題等から、自己の課題を把握する。
その上で、目指す保育士像や今後に向けて取り組むべきこと及びその具体的な手段や方法等を明確化する。

別添 2（3年特例）

<p><特例教科目> 福祉と養護（講義・2単位）</p>
<p><考え方></p> <p>本特例教科目は、別添1に定める「社会福祉」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」の3つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子育て支援機関や家庭との連携について、一定の経験を積んでいることを考慮し、「社会福祉・子ども家庭福祉・社会的養護の意義と役割、制度の実施体系等」及び「施設養護の実際」のほか、幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。</p>
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代社会における社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の意義と歴史の変遷<ol style="list-style-type: none">(1) 理念と概念及び歴史の変遷(2) 現代社会と子ども家庭福祉2. 社会福祉と子ども家庭福祉の役割<ol style="list-style-type: none">(1) 社会福祉の一分野としての子ども家庭福祉(2) 子ども家庭福祉の一分野としての保育と社会的養護(3) 子どもの人権擁護(4) 子ども家庭支援と社会福祉3. 社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の制度と実施体系<ol style="list-style-type: none">(1) 各制度の法体系・行財政と実施機関(2) 社会的養護の仕組みと実施体系（利用者保護及び評価等を含む）(3) 社会福祉施設等と児童福祉施設等(4) 家庭養護と施設養護(5) 各制度を担う専門職4. 子ども家庭福祉の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 母子保健と児童の健全育成(2) 子ども虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）とその防止(3) 社会的養護(4) 障害のある児童への対応(5) 少年非行等への対応(6) 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応5. 施設養護の実際<ol style="list-style-type: none">(1) 施設養護の基本原則(2) 施設養護の実際（日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等）(3) 施設養護と相談援助

<特例教科目> 子ども家庭支援論（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子ども家庭支援論」「子育て支援」の2つの教科目の目標・内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、保護者対応等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、「子ども家庭支援の意義と役割・保育士による子ども家庭支援の基本」及び「多様な支援と関係機関との連携」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

<内容>

1. 子ども家庭支援の意義と体制

- (1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策

2. 保育士による子ども家庭支援の基本

- (1) 保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性

3. 多様な支援の展開と関係機関との連携

- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3) 地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援

4. 保育士の行う子育て支援の展開

- (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
- (2) 支援の計画と環境の構成
- (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
- (4) 職員間の連携・協働
- (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働

5. 保育士の行う子育て支援の実際（内容・方法・技術）

- (1) 保育所における家庭への支援の実際
- (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
- (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

<特例教科目> 保健と食と栄養（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子どもの保健」「子どもの食と栄養」の2つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子どもの感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりについては一定の経験を積んでいることを考慮し、「子どもの疾病と保育」、「安全管理」及び「食育の基本と内容」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

なお、関連するガイドライン（※）や近年のデータ等を踏まえ、保育における衛生管理・事故防止及び安全対策・危機管理・災害対策について、具体的な内容とすること。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月、厚生労働省）、
「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月、厚生労働省）、
「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月、厚生労働省）、
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省）等

<内容>

1. 子どもの疾病と保育

- (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴及び予防と適切な対応
- (2) 子どもの生活環境と子どもの心の健康とその課題

2. 栄養に関する基本的知識

- (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
- (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本

3. 子どもの発育・発達と食生活

- (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
- (2) 幼児期・学童期の心身の発達と食生活

4. 食育の基本と内容

- (1) 保育における食育の目的と基本的考え方
- (2) 食育の内容と計画・評価及び環境
- (3) 地域の関係機関や職員間の連携
- (4) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援

5. 特別な配慮を要する子どもの食と栄養

- (1) 疾病及び体調不良・障害のある子どもへの対応
- (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応

6. 保育環境の保健・衛生管理と安全管理

- (1) 保育環境整備と保健
- (2) 母子保健対策と保育
- (3) 保育現場における衛生管理
- (4) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理

<特例教科目> 乳児保育（演習・2単位）

<目標>

1. 乳児保育の理念と歴史的変遷及び役割等について理解する。
2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について理解する。
5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。

※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

<内容>

1. 乳児保育の理念と役割
 - (1) 乳児保育の理念と歴史的変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 保育所における乳児保育
 - (2) 乳児院における乳児保育
 - (3) 家庭的保育等における乳児保育
 - (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容
 - (1) 3歳未満児の生活と環境
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
4. 乳児保育の実際
 - (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価
 - (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境
 - (3) 職員間の連携・協働
5. 乳児保育における連携・協働
 - (1) 保護者との連携・協働
 - (2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

別添 3（幼保 2 年特例）

1 「幼保 2 年特例」の趣旨

幼保連携型認定こども園において、保育教諭として勤務するためには、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが必要であるが、令和 6 年度末までは幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができることとされている。

令和 6 年度末までの経過措置期間において、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭が、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することができるよう、「3 年特例」の実務経験に係る要件に加えて、幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を評価することで、一層の併有促進を図るための措置を講じることとした。

「3 年特例」における 8 単位の特例教科目（福祉と養護、子ども家庭支援論、保健と食と栄養、乳児保育（演習））はいずれも保育士としての資格取得に当たり重要な内容が含まれているが、「幼保連携型認定こども園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育を一体的に、かつ 0 歳から小学校就学前まで一貫して提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う施設であり、保育教諭として一定の勤務経験を有することで、乳児保育も含めた保育に係る経験及び子育て支援に係る経験を直接又は間接に経験し、実践を積んでいるものと考えられる。

このため、乳児保育の実践について一定の経験と理解を有することを評価して、乳児保育（演習）の 2 単位のうちの 1 単位分、また、家庭や保護者に対する支援や関係機関との連携についての一定の経験と理解を有することを評価して、子ども家庭支援論の 2 単位のうちの 1 単位分を、それぞれ修得したとみなして、6 単位の特例を設けることとした。

2. 「幼保 2 年特例」による特例教科目における講義・演習の考え方

「幼保 2 年特例」は、幼保連携型認定こども園における実務経験を評価するものであることから、幼保連携型認定こども園が制度上担うこととされている乳児保育や子育て支援に関する実践を活かして、授業内容と結びつけることが適当である。また、特例教科目全体を通じて保育所保育指針に基づく保育及び子育て支援についての理解を深めることを念頭に置き、各特例教科目の講義・演習を実施することが求められる。

3 実務経験と特例教科目による学習を結びつける授業例のイメージ

- ・ 授業開始前に、幼保連携型認定こども園における 2 年間の実務経験を中心

として、各受講者がこれまで経験した内容を把握して、実践を活かした授業を展開する。

- 各特例教科目の内容における重要な理論的事項について、各講義において学習する。
- 理論的事項の理解をもとに、幼保連携型認定こども園における受講者自身の実践の振り返りを行い、施設の実情や課題を把握する。
- 更に、グループワーク等により、各々の施設の実情や課題を共有することを通じて、個々の保育者の経験や施設の実情としてだけでなく、一般化された実践の現状や課題として捉えて考える。その際、エピソードや写真等も活用する。
- 一般化された実践の現状や課題を踏まえ、あらためて理論的事項と照らしあわせて理解を深める。
- 理論と実践がつながることで、より深く理解することが可能となり、実践の中で活用されることも期待できる。

4 特例教科目の教授内容

「幼保2年特例」における特例教科目の教授内容は以下のとおりである。「幼保2年特例」の特例教科目については、幼保連携型認定こども園における実務経験等と特例教科目における学びを結びつけることを前提とした上で、特に重点を置くべき内容を明確化させている。

このことを踏まえ、実務経験等を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫等について、取り組むことが求められる。

<特例教科目> 福祉と養護（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「社会福祉」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」の3つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子育て支援機関や家庭との連携について、一定の経験を積んでいることを考慮し、「社会福祉・子ども家庭福祉・社会的養護の意義と役割、制度の実施体系等」及び「施設養護の実際」のほか、幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

<内容>

1. 現代社会における社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の意義と歴史の変遷
 - (1) 理念と概念及び歴史の変遷
 - (2) 現代社会と子ども家庭福祉
2. 社会福祉と子ども家庭福祉の役割
 - (1) 社会福祉の一分野としての子ども家庭福祉
 - (2) 子ども家庭福祉の一分野としての保育と社会的養護
 - (3) 子どもの人権擁護
 - (4) 子ども家庭支援と社会福祉
3. 社会福祉、子ども家庭福祉及び社会的養護の制度と実施体系
 - (1) 各制度の法体系・行財政と実施機関
 - (2) 社会的養護の仕組みと実施体系（利用者保護及び評価等を含む）
 - (3) 社会福祉施設等と児童福祉施設等
 - (4) 家庭養護と施設養護
 - (5) 各制度を担う専門職
4. 子ども家庭福祉の現状と課題
 - (1) 母子保健と児童の健全育成
 - (2) 子ども虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）とその防止
 - (3) 社会的養護
 - (4) 障害のある児童への対応
 - (5) 少年非行等への対応
 - (6) 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応
5. 施設養護の実際
 - (1) 施設養護の基本原理
 - (2) 施設養護の実際（日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等）
 - (3) 施設養護と相談援助

＜特例教科目（幼保2年特例）＞ 子ども家庭支援論（講義・1単位）

＜考え方＞

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、子育て支援や関係機関との連携等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、下線の内容（1～3）について、重点を置いて履修内容を構成すること。

＜内容＞

1. 子ども家庭支援の意義と体制

- (1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策

2. 保育士による子ども家庭支援の基本

- (1) 保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性

3. 多様な支援の展開と関係機関との連携

- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3) 地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援

4. 保育士の行う子育て支援の展開

- (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
- (2) 支援の計画と環境の構成
- (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
- (4) 職員間の連携・協働
- (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働

5. 保育士の行う子育て支援の実際（内容・方法・技術）

- (1) 保育所における家庭への支援の実際
- (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
- (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

(注)「幼保2年特例」における子ども家庭支援論の講義について

1 下線の内容を重点とする考え方

子ども家庭支援論においては、保護者の主体性や自己決定を尊重し、保護者をエンパワメントすることへの理解を深めることが重要であり、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)第4章「子育て支援」の内容に沿って学ぶ必要がある。このため、まずは、内容の1～3を中心に学ぶことが重要。

2 講義の実施に当たっての留意点

(1) 重点を置く内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の4及び5(1)

については、内容の3を学ぶ際に、幼保連携型認定こども園における実践の事例と結びつけながら、受講者自身の経験について振り返りと事例の共有をするなどの工夫により効率的に学びの機会を設けることが必要。

(2) 特に内容の3においては、認定こども園等を利用している保護者への子育て支援だけでなく、地域の保護者等に対する子育て支援の重要性を意識して学ぶことが必要。

また、子育て家庭を取り巻く状況や課題が多様化・複雑化していること等を踏まえ、個々の保育士や保育所の対応に留まらず、組織的に地域の専門職や関係機関と連携・協働して支援を行うことの重要性を意識して内容の4(5)を学ぶことが必要。

(3) 内容の5(2)(3)については、特例教科目の「福祉と養護」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。

<特例教科目> 保健と食と栄養（講義・2単位）

<考え方>

本特例教科目は、別添1に定める「子どもの保健」「子どもの食と栄養」の2つの教科目の目標及び内容をもとに、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験により、子どもの感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりについては一定の経験を積んでいることを考慮し、「子どもの疾病と保育」、「安全管理」及び「食育の基本と内容」のほか幼稚園等での実務経験では得られない内容等を中心に履修内容を構成すること。

なお、関連するガイドライン（※）や近年のデータ等を踏まえ、保育における衛生管理・事故防止及び安全対策・危機管理・災害対策について、具体的な内容とすること。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月、厚生労働省）、

「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月、厚生労働省）、

「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月、厚生労働省）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省）等

<内容>

1. 子どもの疾病と保育

- (1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴及び予防と適切な対応
- (2) 子どもの生活環境と子どもの心の健康とその課題

2. 栄養に関する基本的知識

- (1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能
- (2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本

3. 子どもの発育・発達と食生活

- (1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活
- (2) 幼児期・学童期の心身の発達と食生活

4. 食育の基本と内容

- (1) 保育における食育の目的と基本的考え方
- (2) 食育の内容と計画・評価及び環境
- (3) 地域の関係機関や職員間の連携
- (4) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援

5. 特別な配慮を要する子どもの食と栄養

- (1) 疾病及び体調不良・障害のある子どもへの対応
- (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応

6. 保育環境の保健・衛生管理と安全管理

- (1) 保育環境整備と保健
- (2) 母子保健対策と保育
- (3) 保育現場における衛生管理
- (4) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機管理

<特例教科目（幼保2年特例）> 乳児保育（演習・1単位）

<目標>

1. 乳児保育の理念と歴史の変遷及び役割等について理解する。
2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について理解する。
5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。

※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

<考え方>

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、乳児保育の実践等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、上記の目標の達成を目指し、下線の内容（3～5）について、重点を置いて履修内容を構成すること。

<内容>

1. 乳児保育の理念と役割
 - (1) 乳児保育の理念と歴史の変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 保育所における乳児保育
 - (2) 乳児院における乳児保育
 - (3) 家庭的保育等における乳児保育
 - (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容
 - (1) 3歳未満児の生活と環境
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮
4. 乳児保育の実際

(1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価

(2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境

(3) 職員間の連携・協働

5. 乳児保育における連携・協働

(1) 保護者との連携・協働

(2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

(注)「幼保2年特例」における乳児保育の演習について

1 下線の内容を重点とする考え方

保育所保育指針に則り、子どもの最善の利益を考慮した保育実践に資するよう、幼保連携型認定こども園における実務経験を通じて体得した知識や技術を、0歳児及び1歳以上3歳未満児の保育に関する基本的な考え方や発達観、生活や遊びの意義、環境の構成のあり方、一人一人に応じた関わりや配慮等と結びつけ、保育の質の向上につなげる体系的な学びが必要である。

2 演習の実施に当たっての留意点

(1) 本特例教科目では、以下の点に留意して演習を行うことが必要。

- ・保育の計画の重要性と必要性、とりわけ個別の計画の意義の理解と作成の方法を学ぶこと
- ・実践のプロセスにおいて、子どもの様子や同僚の保育者の実践等について観察や記録をすることの重要性を認識し、その方法を会得すること
- ・保育者としての自己を振り返り、自己評価することで、保育者の専門性に気付くこと 等

(2) 重点を置く内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の1及び2のうち乳児保育の前提となる福祉や保健分野の基本的な理解については、特例教科目の「福祉と養護」「保健と食と栄養」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。

(3) なお、「乳児保育（演習）」1単位を通信制により実施する場合でも、授業時数の概ね半分以上は面接授業により履修させること。具体的な面接授業の内容は、各指定保育士養成施設の判断に委ねるが、グループワークや事例検討に充てるなど、効率的・効果的な演習となるよう工夫すること。